

市第26号議案

横浜市手数料条例の一部改正

横浜市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 9 月 7 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市手数料条例の一部を改正する条例

横浜市手数料条例（平成12年 3 月横浜市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第27号中「又は第 3 条の 3 第 1 項」を「、第 3 条の 3 第 1 項又は第 3 条の 4 第 1 項」に改め、「受けた」の次に「者の」を加える。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

提 案 理 由

旅館業法の一部改正に伴い事業譲渡による旅館業の許可を受けた者の地位の承継の承認申請手数料を徴収する等のため、横浜市手数料条例の一部を改正したいので提案する。

**参 考**

横浜市手数料条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

（手数料）

第 2 条 手数料は、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に定める額とする。

（第 1 号から第 26 号まで省略）

(27) 旅館業法第 3 条の 2 第 1 項~~又~~  
第 3 条の 3 第 1 項又は第 3 条の  
は第 3 条の 3 第 1 項  
4 第 1 項の規定に基づく旅館業  
の許可を受けた~~者~~の地位の承継  
の承認申請手数料

同

7,400 円

（第 28 号から第 200 号まで省略）